第66호 1908. 1. 30.

京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲前金一ヶ月金四十五錢●三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月金拾五錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰暦 十二月廿七日
發行兼編輯人 山下英郎
印刷人 京城西署西小門通
發行所 京城新報社 電話六六三

朝鮮兩班の日本旅行記（六）

李書房

我等は國賓として待遇を受けたるもの〻如し新橋停車場に於ては數多の大官ありて迎ふるや余は平壤よりの接伴官に向つて如何なる旅館に往くべきを問はしめたるに、彼は微笑してソハ御尋ねあるまでも無く已に定まれりと云へり、彼は三輛の馬車を招いて我等一行を三分して搭乘せしめ、夥しき群集の觀線を受け、尤も高大なる洋館に入れり。

讀者よ日本人、可笑しき日本人も今は說くべき時に非ず、初めて來れる都會の繁昌の要ぞ余をして豫想外の感に打たれしむ、今宿すべき旅館は名けて帝國ホテルと稱せるが、我邦の宮殿よりも宏壯なる、我邦の宮街より大且美なる一家屋は、實に旅館なりき、日本人は斯る大旅館を建築して如何なる考案を有するや、余以爲らく帝國ホテルは日本政府の補助の下に於て各大官の出張すべき官衙の一なるべし、と。

日本政府の接伴官と稱するもの更らに增加して三名となりぬ、一人は頗る宮廷に勢力ある高官なりと見ねたり、彼は下關より隨伴せる日本官吏を輕視し、何事に就ても餘り多くの答辯を爲さず、我等に對しては極めて丁寧なりき、彼は旅館の最下階にゐる廣室に於て宴會を催ふし、余を第一の主位に座せしめ、朴侍從韓局長を左右に置き、長途の勞を謝し、東京政府及東京市民の好意を告げ、併せて宮廷に於ては鄭重なる待遇を表せられたる旨を語りぬ、余は何事を以て答へんともなさゞりき、何んとなれば我皇帝の勅旨をも未だ捧呈せざれば漫りに發言せざるこそ大韓大官の威嚴なりと信じたればなり、西洋料理とシャンペン酒とは我尤も好むものなれば、余は答辭無くして食卓に臨しぬ。朴侍從私語して曰く何か答へざるべからずと、余曰く答へると否とは余の權利なりと、朴曰く今は權利の問題に非ずして儀式なりと、余は漸くにして一言しぬ、今夕の御料理は極めて珍味なりき是れ豈に好辭令ならずや。

朴侍從は之を譯して答へたり、彼は日本党なれば定めて巧言令色之を飾りて答辭となしたるべし、そは余の關する處に非ず。

此夜獨り室に歸りて日本滯留の作戰計劃を考ふ、先づ怖るべきは朴侍從なり、次に亡命者なり次に新聞記者なり、余は我皇上より民權黨の勢力と山縣侯の勢力を知るべき秘密の使命あり、そは如何にして遂げ得べきか。

新疆旅行記（五）

肅州より哈密に到る吾等の旅行は廿八日間を費せり、哈密に到着したる後露國電信局にて「ハンター」氏が約一個月此地に滯留せしことを知れり、哈密は小さき場處にして其重なる商業は西郭の一街頭にて行はる、吾等は此街上にて西比利亞人、土耳古人、露西亞人及蒙古人等が種々なる面白き服裝をなせる集合に出遭へり、吾等が遭へる或人は美髮綠眼を有するに他は印度人の如く黑色なりき、猶太人、露西亞人、土耳古人及蒙古人の訪問者は旅舍に於ける吾等の小室に聚合し或は地上に或は穹上に或は坑上に座せり、「モスカウ」より來れる露西亞商人の語る所によれば、新疆の首府迪化府は俗稱「フミアオツエ」と呼ばれ「ウルムスティ」と言ふは土耳古語なりと、彼は又其地に露西亞の領事館及郵便局の存することを語れり、吾等は又吾等を首府まで乘せ行くに二輪車を得んが爲め哈密王を訪問すべきことを勸告せられたり、げに吾等の爲めに此をなし得る人は哈密王ならでは他に恐らくは無からん、何となれば新任の新疆巡撫が迪化府なる其駐在地に至る途中にて、此地方の大二輪車は其附屬物を運搬せんが爲め恐く雇入れられたればなり、哈密國王は土耳古人にして清國皇帝に貢を拂ふものなりとぞ。

哈密滯在中、數日の間を置き「デーリング」氏は四月五日を以て其日記を續け彼の居室が無作法にも多數人の侵入を受けし爲めに安息と靜謐を求むるの困難を記入せり、去れど土耳古人若くは「チユラン」人は支那人よりは少しく愼み深く外國人を何時までも凝視する如きことをなさず且つ大低一時間又は食事の時の來れるを思ひ起す時は立ち去るなりと。

哈密王「ラル、ムー、タル、ソー、テー」に謁見せしことにつき書して曰く斯る君主又斯る國の存在を知らざりしとは恥かしき事なり彼の名は一驚を喫すべきものなれば其如何なる人なるかを知る機會を得んことを望へり、首府に旅行の車を備はんが爲めには王爺に行くことを上策とすることを忠告せられたる際には吾等は曾て耳にせることすらなき斯る高位の人物が果して存在すべきかにつき疑念を懷き且つ江西の臨江に於ける乞食共の王のこと等を念頭に浮べたる程なるが「チユラン」人、土耳古人、蒙古人、西藏人、露西亞人なども濟人と共に哈密王の三個年每に清國皇帝に貢を入るれども一大貴人にして支那市街より數哩隔る圍壁の市中に城郭を擁へ立派なる生涯を送ることを確言せしかば吾等は此未知の王を訪問することに決せり、電信局の書記長なる吾等の友楊君は親切にも吾等を案内せんと申出て乃ち同君と與に出掛けたりしが愈々土耳古人の市街近くに進み北門內なる丘陵上に巍然たる幾層の石造の建築を見たる時には少なからず驚かされたり、楊君は此建築を指して曰く是れ王の第宅なりと更に言を繼ぎて曰く王爺は甚だ富裕なり彼は三年每に北京に入貢し多額の金を皇帝に支拂ふなりと其築ける城砦は瑞なくも歐羅巴に見る所の古城砦を吾人に想起せしめたり。

王城の宏大なる外門に到る道は紆餘曲折せる細徑によりて通じ其市街は高き城壁を繞らして支那街と隔離せり、支那街は小地區にして其中には衙門及電信局を除きては唯た數戶の家屋を有するに過ぎず而して王城に屬する巨細の建築物や城壁上の金に飽かしめし裝飾や內外庭に於ける美々しき敷石や室內の器具や其他絹布、大理石の机、象牙の彫物、金銀の裝飾等は客廳即ち王が訪問者に接する謁見室に於てのみならず尙は吾等が名刺を王に通ずる間、暫く待たせられし內門側の一室に於てさへ何れも皆最良の材料と最巧の細工より成就せり、一々淸潔に掃除せられて一點の塵を留めず、吾等は一千九百三年、奉天なる皇帝の宮殿を拜觀せしが其美麗雄大なる光景は迚も此に比すべくもあらざるものなり而も此宏大なる城砦は古風の鐵砲を武器とせる時代の敵にとりては實際に侵すべからざる固めなりしならん。

ステッセル裁判（三）

有史以來の大審問▲露國陸軍の內幕▲日露戰爭最後の悲劇▲旅順要塞開城事件

クロパトキン將軍は其の答辯の後尙次の如く表明したり。

「本證人は昨第二回公判席上に於て高等軍事裁判に申告するに、ステッセル將軍自らの上申には本證人の記憶せる限り將軍自ら戰鬪の際陣地に臨みし如く示さんとする願望をほのめかしたる箇所無きことを以てしたり。本證人は再度手許に所持せる書類を取調べて、其の中にシウエルス大佐より受領したる抄本を見出したり。是れステッセル將軍よりの暗號電信を遼陽に齎し、且自己の口供を與へたる沿海州龍騎兵聯隊旗頭エルキンが六月二十一日（七月四日）に於ける口供の抄本なり。當時訊問に對してエルキン旗頭は金州戰鬪の或る狀況を辭密に陳述し、ステッセル將軍に關しては次の語調を以てしたり。

曰く、「汽車兼城子に着せし時予は下車して徒步したり……日本軍が海上より進擊を初めし時予は陣地を取ることを命じたり」と。「予は[illegible]したり」、「予は命じたり」等の語はステッセル將軍自ら戰場に臨みしか、若くは戰鬪を指揮したるが如く解するを得べし。然れどもエルキン旗頭の齎したる暗號公信は本證人之を所持せず」。

此の時ステッセル將軍は立ちて、クロパトキン將軍の右の證言に答へて曰く、

「被告は只今陳述せられたる事情の事實なりしことを表明せざる可からず。然れども是れ五月十三日（二十六日）にあらずして五月四日（十七日）の事なりき。此の日被告は南關嶺驛を通過しつゝ、日本軍が初め三萬、後五萬營城子に上陸したりとの上申に接したり。被告は即刻汽車にて營城子に赴き、實際敵艦の在るを認めたれど敵軍の上陸は無かりき。而して被告は此種の事に關する何等の上申も、信書も遣はさゞりき。又エルキン旗頭に斯かる上申を爲すべく何等の指令をも與へざりき。先づ第一に營城子驛より金州陣地迄は三十八露里ありて、如何に被告が健脚なればとて容易の行程にあらず。エルキン旗頭は正しく精神錯亂の狀態に在りたるなり。若し彼が斯種の事に就て被告の署名を附したる信書を提供せしならんには何よりの證據なりしならん。或は彼れ自ら審問せられしなるべし。被告は斯種の上申の重大なる責任あるべきを能く解すと雖も、此の上申は全く被告の手に成りしものに非ず」。

クロパトキン曰く、「本證人も此の文書の疑はしきものなることを表明せざるを得ず。況や暗號電信が全く穿鑿せられざるに於てをや。從つて電文が如何なりしや、エルキン旗頭の言葉が如何に綴られしや等今尙正確に定むるを得ざるなり。本證人は此の抄本に就て高等裁判に上申することを必要と思惟す。何となれば金州戰鬪に關しては何等正確なる報告も無ければなり。滿洲軍の全部隊、師團、聯隊は既に殘らず其の報告を提出したれど、獨り金州半島の防禦に就ては未だ司令部の人々に依りて編纂せられたる報告なし。少くとも斯かる報告にして本證人の手を經たるものなし」。

是に至りて判士長はクロパトキン將軍に向ひ、其の訊問の抄本を裁判に交付することを勸めたり。後、是れに據りて豫審裁判に於て無かりし右の文書に關する決議書制定せらるべし。

南韓沿岸漁況（續）

▲鯛延繩漁業

韓國南岸に於ける鯛延繩漁業は南岸に於て古き歷史を有する事業の一にして彼等の祖先天保年間異說百出の中に蠻煙を侵し始めて此の附近の海に釣を垂れし以來年々船數を增し現今と雖も出漁船中最も普通に行はるゝ漁業にして從て其船數も多く又其漁獲物たる鯛は市場に於て品質價格とも常に第一位を占め他の魚類の價格をも左右する勢力を有せし漁場は之を全羅道のみに就て擧ぐれば珍島の南方鳥島列島附近、秋子島附近、所安島附近、巨文島附近、損竹列島附近及び安島附近にして秋期出漁するものは青山島に根據し其附近を營業し漸次東方に移轉し安島を根據とし十一月頃まで營業し終に釜山方面に至り漁船は其母船と離れ單獨營業し漁獲物は直接釜山市場にて販賣す漁期と稱すべきは春秋二期にして春期は忠淸道竹島の漁期開始前迄適宜營業し秋期は九月中出漁し十一月まで營業するもの多し此の方面に於て鯛を捕獲するには主に延繩を用ふ其構造は日本に於て用ゆるものと殆んど差異なく漁船は肩七尺內外のもの尤も多く乘組四人乃至五人を普通とし餌料として章魚、海月、メクラウナギ、海鼠等を用ゆ秋期尤も出漁船の多き香川縣漁業者に就き其營業狀態を見るに最初鄕里出發の際彼等は皆母船に需用品の給與を受け漁獲物の賣込をなすことを契約し其際若干の準備金を借り入れ母船に前後して漁場に至り母船は根據地に碇泊し漁船は出でゝ四邊に漁業を營み漁獲物を母船に渡す母船は其甲板上にて之を處理し鹽藏して韓國或は日本內地市場に運搬す此種の漁船目下青山島に母船十一隻漁船若干安島に母船六隻漁船二十餘隻あり安島には漁期の始より今月（四十年十一月）迄の一般の收穫を計算するに漁船一隻の漁獲高平均一潮時（八九日）生鯛二百貫とし五潮時に一千貫其船數を假りに百隻とし十貫三圓五十錢の價格とすれば其金額合計三萬五千圓なり（未完）

文苑

佳羅丹之殘　玉井南軒

◎新年雲

のどかなる歲の初の大空にたづかとまがふ雲を見る哉

新らしき年の初の朝風に吹き樁はるゝ比枝の山雲

富士が嶺の雲は分れて鶴の如歲の初の空に舞ふなり

◎新年興

老が身の老を忘れてうなるらどてまり追羽子つき暮しけり

◎新年言志

めし人もけふ計こそ新玉の歲の心をもつ嬉しき

新らしき年を迎ふる度毎に我身のふりをふりかへる哉

◎都新年

我庵は里と都の中にあれば年を重ねて亂はざらめや

いそがしき中にも人のたさまりて都の空に歲ぞたつなる

小說

絃のみだれ（五十九）

永井櫻園

山田の出品書は、意外にも審査の結果二等賞を受與されて、銀牌を受くる名譽を得た其結果は都下の各新聞に掲載されて、山田曉堂の名は一時に響き渡つたのである。

病中とて、褒賞授與式には松岡光三が代つて參列したのであつた。

山田は、病中の滋養物は勿論、服藥すらも滿足に買ひ得ぬ悲境に沈みながらも、思ひよらぬ出品書で名譽を得たので、其をせめてもの慰安として、其日々々を病床に送る中、早くも一週間は夢と去つて、下宿へ拂ふべき殘金の約束日となつた。此日は松岡が來て、延期を賴むで下れる約束なので、朝から松岡の來るを、今か今かと首を伸して待つのであつたが、奈何したものか、九時、十時、十一時になつても姿を見せぬ。やがて午砲が鳴り渡つたがまだ出て來ない。待は憂いもの辛いもの、今にも沒義道な主人が催促にこなければ宜いが、若も來たならば何と言はう、何と斷らう、どうか主人の來ぬ間に松岡が來て下れるやうにと、一時千秋の感で祈るのであつたが、一時を打つたけれども、情なくも松岡は來ぬのである。あまりの事に待飽んで、思はずも疲勞を覺えたのであらう、昏々と睡つて居ると、襖を明けて入つた者がある。フト目を開いて見れば、松岡と思の外、主人爲吉がノソリと突立つて、寢顏を覘つて居る、ハツと思ふと然ら胸に穩ならぬ鼓動を起した。

すると、爲吉は、陰氣な聲で

「山田さん、お寢みかと思ふたら目覺でございますか。」

云ひつゝ、枕頭に靜に座る、事の序に爲吉の風采を記せば、脊の高い、痩枯れた、四十五六の色の淺黑い、單瞼の鼻の高い、小賢さうな容貌で、双子袷の上に茶博多の帶を締めてゐる。

山田は、可厭々々ながらも、今更寢た振も能ぬので、

「はあ、昏々として居りました。」

と、懈さうに云つて、横に向いた。

「御氣分は奈何でございます、よほど顏色が宜くなつたやうに見受けますが……」

と、義理一遍に尋ねる。

「は、有難う、お庇で少しは宜くなつたやうに思ひますが、しかし、まだ時々熱が出ますので……」

「それはね、何と言つてもあの通り酷かつたのですからね。しかしもう始の事を思へば、全快なすつたのも同じやうなものです。」

云ひつゝ煙草入を取出したが、火鉢に火が無いので、其まゝ腰に差して、

「時に山田さん、まだ貴方も床に就て在でなさるのに、催促しては濟まんのですが先月の殘金は奈何でせうか、今日がた約束日限でございますが……」

山田は、なんと言つて斷らうかと、冷々しながら、

「實は其の……この間來た松岡と云ふ友人に賴むで置たので、今朝から來るか〳〵と待つてるんですけれど、未に來ないから實は奈何したのだらうと、心配してれるんです。」

「では、確に彼の方が持つてきて下さるんですね。」

と、念を推した。



京城新報

保險に就き警告す（承前）

其名美にして其實危險なるは保險事業なり

余輩熟々韓國の經濟社會を鑑査するに其程度今尚極めて幼稚にして其經濟機關も亦頗る單純にして見るに足るもの少なく良し假りに保險會社成立したりとするも且幸に保險の契約締結せられたりとするも其保險料金を安全に有利に運用せんことは如何なる大保險家の手腕を以てするも到底好果を收むる能はざるべきを信ず前篇記述の如く保險金支拂の確實を期せんとするには會社は現金若しくは現金と同一の効用ある方法に於て保險料金を保管し置くの必要あり又會社が一面營利の目的を達せんとするには相當有利の方法に於て保險料金を運用せざるべからず、即ち保險料金の運用は現金若しくは現金と同一の効用ある方法たると同時に又相當有利の方法たるを要するなり而して此二要素を具備する方法は金融取引の頻繁なる大都會にして機關設備の完全なる經濟社會に於て始めて之を求め得べく[illegible]銀行業者、信託業者、ビルブローカー等の金融機關完備して[illegible]而かも現金同様の方法を以て資金を活用し得べき大市場にあらずんば如何なる保險[illegible]

[illegible]金運用の最も主要なる保險事業を經營する[illegible]運用せんとせば不動產擔保の固定貸付ならずんば無期延期の信用手形の如きもの[illegible]わざや、此かる幼稚の經濟社會に於て資[illegible]破産、株主の恐慌、被保人の困難、經濟界の攪亂是のみ、世人此理を知りて保險事業の計劃を爲すや否や若し知らずして爲すとせば無謀なり知りて爲すとせば罪惡なり保險會社亦此理を知りや否や若し知らずして認可を下すとせば放漫なり、知りて認可すとせば亂暴なり余輩は茲に忌憚なく所信を披瀝して再び民の警醒を促さゞるを得ず。

因に曰く爰に巨萬の貨幣を有する富家あり其富を善用するの途なきに苦しみ博愛慈善の主旨を以て韓國に來り其富を一擲して[illegible]事業に供し名義の低率の保險金に依りて保險業を起さば余輩は雙手を擧げて之を歡迎すべし敢て問ふ[illegible]洋火災保險の主唱者果して此種の富家なるや否や

駭しき役人

韓國政府は日本の指導を受くるが爲めに今や數しき役人を抱へたり、彼等は月給取るの外何なる經綸あるか

今更韓語とは

駐韓長官の說なりとて先月頃より朝鮮語傳習の必要說は仲々歡迎せられつゝあり、曾て統監旗の新らしく立てられし時は、統監府の役人曰く朝鮮語などは近世思想退步の迷窟なりと、今頃は俄然反對の口吻ありとは、今更ら朝鮮語の有難き味あるによりてならん。吾人は唯だ朝鮮語を以て、參與官以上の政務官のみ宜しく傳習せらるゝの必要あるべきを信ず、其奏一以下の事務官吏に至りては宜しく日本語を韓人に强ゆるの決心を以て事務を視て宜しきのみ、やがて韓人は自分より日本語傳習に總掛りとなるべし。

韓政府動搖

韓國現政府動搖の說、日々耳新しく傳はりぬ、若し動搖することあれば、是れ外より動かしたるに非ずして內より動搖せしめたるなり。總理は病と稱して出でず、農相は駄法螺を吹いて東京に在り、宮相は今未だ歸らず、其餘は悉く伴食大臣なるのみ、斯くして國務を視るとは滑稽ならずや。

李容九の末路

侍天敎長の資格と多勢の信徒を率ゐて一進會に降參し、政權俗權に歸依したる李容九は、素行修らざるに侍天敎より破門せられたり

彼が得々としてフロックコートを着し、一進會長の看板を被むる、固より信徒歸依の人相に非ず、宜なるかな侍天敎徒より彈責せらる

東京電報

▲清國の問嶋派兵

清國政府は兵を吉林に派遣すと稱して間島に送り[illegible]我政府より抗議[illegible]初志を遂行せんとするの狀あり我政府は出先地官憲をして相當の處置を執らしむべし

▲李宮相に賜ふ

田中宮內大臣は勅命を奉じて本月三十日韓國宮內大臣李允用を召し[illegible]（以上廿八日午後發）

▲李宮相の宴會

韓國宮內大臣李允用氏は昨日我田中宮內大臣以下[illegible]を華族會館に招き皇太子來遊に就ての厚遇を謝し[illegible]田中は來賓を代表して[illegible]極めて散會せり

▲韓國大審院長決定

韓國大審院長には渡邊東京控訴院長に同院檢事長には[illegible]院檢事長に決定したり（以上廿九日發）

各地電報

▲日人慘殺さる

昨夜十一時頃[illegible]「コングイル」に於て暴徒の爲め日本人[illegible]藏なる者慘殺されたり[illegible]察署長は直ちに巡査[illegible]せり（廿八日午後發）

雜報

韓皇の震怒

宮內府大臣李允用が宮內官吏服務規律を無視して現に漢城銀行の副長として營利事業に關係し居ること農相宋秉畯及宮相李允用不在中は當然各次官をして署理たらしむべきを超法相及閔侍從院卿をして署理たらしむるは官制を無視したるものなりとて韓帝は大に震怒せられ李總理大臣を叱責せられたりと云ふ

●大院王奉移式　大院王御陵を風水の都合に依り坡州に移すべきことは前報の如くなるが本日早朝奉移勅使として永宣君李埈鎔氏差遣されたり而して昌德宮よりは侍從一名武藝廳十一名德壽宮よりは侍從一名武藝廳十一名外に女官及祭官三四名にして孔德里に至り武藝廳先づ柩を捧拜し更に龍山停車場に至り同所より汽車にて吳山浦に下車し直ちに坡州なる新御陵地に達し御柩は一先づ安置し當夜は一同通夜し翌三十日埋柩の上奉移式を擧行し總つて一行は三十一日歸京さるべしと云ふ

醜評起らんとす

仁川の某氏は自分が運動すれば農商工部關係の事は何でも成就すべしなど各方面に向て言觸らし居るとの事なるが果して事實なりとせば忌はしき醜評は遠からずして起ることなるべし、記者は統監府諸公の戒心を望む

●伊藤統監歸任期　目下滯京中なる伊藤統監は來る二月中旬頃歸任さると云ふ

●宮相歸期　宮內府大臣李允用氏は三十一日東京發來月二日頃に歸任すべき筈

鐵道管理局の讓步

四月一日より實行さるべき改定鐵道賃率に依れば近距離旅客の負擔は殆んど從前の倍額となることとなるが鐵道管理當局は民論の刺激により韓國中最も交通頻繁なる京城龍山仁川間に割引往復切符を發賣することゝなしたり、記者は鐵道當局が民論に對して爲したる讓步を多とし尙此上にも出來得べき丈の讓步を爲さんことを望で止まざるなり

ソウルプレスの好意により

世人が知らんと欲して知り能はざりし韓美電氣會社の統計的報告を知るを得たり（報告書は載せて昨廿九日のソウルプレス紙上にあり）記者は右報告により詳細の研究を遂げ不日韓美電鐵に對する所見を發表せんと欲するなり

米國に於ける亞細亞人大會

在米國亞細亞人は來る二月二日を以てシャトル市に於て大會を開催するとのことなり、而してカリホルニヤ洲に於ける亞細亞人大會準備委員は大會參加のためにシャトルに赴かんとする者等の爲に特別汽車の用意を爲したりとのことなり、因に在桑港小池日本總領事は在米邦人をして右大會に關係せざらしめんとして盡力中なりと云ふ

●裁判所敷地撰定の訓令　法部に於ては平壤に設置すべき裁判所の敷地に就て速かに撰定すべき旨同地觀察使に訓令したり

●愛國婦人會救護部會　愛國婦人會にては二十八日午後二時鶴原長官邸に於て本年第一回救護部會を開催したるが小宮、香阪、長濱、石川、津輕、三宅、荻田、遠家、佐々木、巨智部、頭本、村上、國分、黑田、本多其他各夫人は岡崎師團長能勢博士村上軍醫正副官佐々木村上兩學士等出席大橋主事より開會の挨拶に最近各地委員部の會務報告を爲したる後岡崎師團長は夫人諸氏の請により暴徒討伐に關する談話を試みられしが韓國暴徒の起因蔓延の景況討伐の狀況暴徒の現況我軍隊の士氣及衛生狀態等に就き詳細有益なる實驗談あり終つて佐々木講師の生理上に關する講話ありて散會したるは午後五時過なりき

●公文書に就て　韓國公文書に就ては漢文又は諺文を交へ居りて一定し居らざりしが今回日本人の韓國宮吏に任用せられたるを以て成るべく解し易き樣各官廳の公文書を漢諺兩文を交用することゝ定めたりと

●護衛巡査派遣　大院王陵は既報の如く本日午後一時孔德里より坡州に遷さるゝとなりたるを以て警衛の爲め警視廳よりは巡査數名を派する筈なり

御下賜學事獎勵金の處理

昨年十月我皇太子殿下が御渡韓遊ばされし際韓國學事獎勵のため金八千圓を下賜されたる事は當時報道し置きたるが韓國當局者は今回右の御下賜金處理に關し協議の上左の如く決定せり

一、紀念のため該御下賜金の內を以て指定學校六十五校（官公立學校及び私立學校の重なるもの）職員生徒（昨年十月末現在數）に對し紀念章一個宛配與す

此の豫算一個の製作費四十錢とし職員生徒六千五百十三人分に對する金二千六百五圓廿錢とす但し紀念章は東京に於て調製す

一、紀念章の意匠は學部に於て定むる事

一、御下賜金の內金九十四圓八十錢は紀念章運送費其他の雜費に充つることゝし若し剩餘ありたる時は基金に編入するものとす

一、御下賜金の內紀念章調製費及び之に關する雜費を差引たる金額五千三百圓を以て敎育獎勵基金となす事

一、敎育獎勵基金は京城內確實なる銀行に預入し其利子を年々指定學校に分配する事但預入銀行は學部に於て指定す

一、基金利子は每年二月に於て左の率により分配する事

學徒數	五十人以下	二
同	百人以下	二
同	百五十人以下	五
同	二百人以下	七
同	二百一人以上	九

一、學徒數は每年皇太子殿下御渡韓の月即十月末現在數を以て調査する事

一、各學校に於ては學年末に於て基金利子分配金を以て學力品行共に優秀にして勤勉なる學徒の獎勵費となすこと

一、各學校長は前項獎勵金支出の狀況に付每年四月十日迄に詳細學部大臣に報告する事

一、基金及び紀念章に關する事務は總て學部に於て取扱ふ事

一、此の處理方法は關係各部大臣協議の上に非ざれば變更するを得ず

右の內第一項は不經濟なる處理の如きも我皇太子殿下の御渡韓は未曾有の盛事にしてこれを當時の職員生徒をして永久に紀念せしむるため紀念章を配與する事となしたるものなりと云ふ吾人は此の當局者の注意深き處理方法の宜しきを得たるを悅ぶ

光州方面討伐の狀況

△廿五日步兵第十四聯隊第八中隊の今村中隊の一隊は日年山に於て賊二十名を夜襲して其十を殪し四名を生擒り殘徒を全滅せしむ、廿六日同中隊吉田、河內兩特務曹長の分遣隊は非時里（長城西南三里）にて賊徒約三百に遭遇し其三十餘名を殪せり兵器二十餘を鹵獲す我に損害なし

△白川附近へ討伐の爲め派遣したる坂本特務曹長は一月廿二日鷄井停車場（餠店）下車午後十一時四十分長石洞に着同地に宿營す翌二十三日午後四時宿營地出發センチェン（白川東北方約二千メートル）を經て午前七時廿五分白川に達す偵察の結果約五十の暴徒（黑衣を着せる）該地に宿泊中なるを知り直に之を襲擊す賊は四散したるも再び集合し應戰二十分の後白川北方なる古邑方面に潰亂せしめたり賊の死六、負傷者未詳我に損害なし鹵獲品洋銃一、火繩銃六、其他若干

△瑞興より派遣したる稻垣討伐隊は二十二日午後八時宿營地出發午後一時四十分城北山南麓より俄然射擊を受けしを以て直ちに應戰しつゝ前進を開始す賊は約七十にして斷崖に據り七八十米突に近接する迄頑强に抵抗せしも午後二時廿五分遂に之を擊退せり賊の傷者十を下らず我兵一輕傷暴徒の銃は其發射速度と彈痕により想像するに洋式なるが如し

△廿日午後十一時竹洞（求禮北方約三里）に十數名の賊徒潛伏せるの密告に接し南原守備隊より卒五名（外に警官五）は急行し彼等の退路より其宿舍を包圍し遂に首魁金龍誅以下四名を捕獲し裝塡せる火繩銃七、火藥雜品を鹵獲せり

△二十日午前九時室川に於て賊の部將李萬石外一名を生擒し之を嚮導として前進午前十一時碧溪洞の賊を生擒し之を嚮導として前進午前十一時碧溪洞の賊と交戰約三時間にて安康方面に潰走せしむ賊の死部將妻淵揆以下十三名負傷者二十餘、鹵獲品火繩銃十一、刀一、彈藥雜品夥多我に損害なし

△二十三日振威守備隊より水原郡塔峴（振威郡南方約四里半）附近の賊徒討伐に赴きたる上等兵以下七名は賊魁禹聖吾以下五名を捕虜とし且つ洋銃一、彈藥若干、刀一を鹵獲し廿四日歸還せり

△二十日吉安面（安東南約五里）附近に暴徒の宿營せるを探知し上等兵以下三名を急行該地に派遣せるが一行は二十日深更安東東南方約九里の地に於て賊步哨二を生捕し二十二日午前七時半同約十里の所にて賊約二百滯在しあるを知り之を襲擊して其八名を殪せり我に損害なし

●水原地方の賊　去る十五日中村小隊に附隨し洪川郡方面の討伐に向ひたる小坂巡查の報告に由れば同小隊は去る十七同郡戶面龍水洞に約廿名の暴徒潛伏せるを探知し同地に向て進軍し漸く同村に接近するや敵の知る處となり山中に遁入し砲火を開けり我隊は之に應戰約一時間の後敵は死十一を遺棄して潰走せり驪州廣州郡方面を偵察したる宗木巡查の報告に依れば討伐隊は十七日驪州郡龍潭洞の搜索を行ひ暴徒一名を逮捕し銃三を押收す翌十八日廣州郡に入り實村面牛山洞に於て暴徒一名を發見したるも逃走したるにより追跡之を銃殺せり夫れより廣安面酒幕里を搜索して隱匿せる銃三を發見之を押收し歸隊せり

●巡查戰死の詳報　襲に羅州宿報により報導し置きたる咸平巡查所巡查戰死の詳報を聞くに一月廿二日午前九時約四百名の暴徒突然咸平郡邑に襲來せしを以て同所巡查波多野和嘉次外二名憲兵一名及郵便取扱所長等は直ちに應戰中波多野巡查は賊彈のため口中に貫通銃創を受けて即死し殘員は死体收容の暇なく防戰大に勗めたるも衆寡敵せず増々不利益の地位に陷るを以て鶴橋方面に退却せんとする際鶴橋分遣所長阿武憲兵少尉の軍曹以下三名を引率して來援せるに會し協力交戰せるも賊は我の少數なるを侮り頑强に抵抗して退却せず此時また郵便護送憲兵二名歸還せしを以て共に奮鬪し三名の憲兵は突貫して血路を開き山上より跋射したるに賊は漸次退却を始め午後五時三十分頃に至り全く同郡平陵方面に引揚げたり翌廿三日羅州分署川崎警部以下三名及び榮山浦分隊の憲兵六名の來援を得平陵方面に追擊したるに遂に賊影を見ず此の賊襲により駐在所及郵便取扱所備附の器具は全部破壞せられ賊の損害即死一名の他は不詳なりと

●廿八日參內者　昌德宮計四十四人（內婦人十八）重なるは法部大臣趙重應學部大臣李載崐內部大臣任善準宮內府大臣署理閔[illegible]侍從院副卿李會九警視副監具然壽侍從院典醫長徐丙[illegible]承寧府侍從尹範植同洪運杓德壽宮計八十九人重なるは內閣總理大臣李完用承寧府總管趙民熙承寧府副總管朴齊斌侍從院侍從韓相鶴侍從武官洪完植侍從院侍從李聖默承寧府侍從長金春熙承寧府掌膳金相昱等なり

●仁川稅關官房長出張　仁川稅關官房長谷野文之進氏及主事長田[illegible]氏は昨日宮木稅關長と共に關稅局に出張せり

●大韓協會支部　亡命客たりし張博兪吉濬等の組織せる大韓協會は今回黨勢擴張の目的を以て慶尙南道釜山郡に支部を設立したり支部會長は金海邑居曹長承にして副會長は裴相進なり其他會員は目下五十三名もありて成績稍良好なりと云ふ

●東亞開進敎育會　同會にては二十三日水原城內長安洞に水原支會を設置し事務を開始せり支會長は金信默にして本會趣旨を擴充して地方の愚昧を啓發すべしと云ふ

仁川輸出入の金銀貨

仁川稅關を通過したる昨年中の輸出入品額は既報せし所なるが今回輸出入金銀の價額を報ぜんに昨年中の金銀貨及金銀地金の輸出入合計は五百三十五萬六千三十九圓にして一昨年の同輸出入合計四百九十三萬四千七百六十七圓に比較するに四十二萬千三百十二圓の增加を示せり尙之れを輸出入に細別すれば左の如し

輸出之部

	四十年	三十九年	增	減
金貨及金地金	三、八〇〇、五四四	[illegible]	五三九、八九四	
銀貨及銀地金	七七三、三六六	五八五、九一五	一八七、四五一	
計	四、五八三、九一〇	三、八五六、五六五	七二七、三四五	

輸入之部

	四十年	三十九年	增	減
金貨及金地金	―	一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇
銀貨及銀地金	七七三、一四九	九七八、一〇三		[illegible]
計	七七三、一四九	一、〇七八、一〇三		[illegible]

以上を通算する時は昨年の輸出超過は三百八十一萬千七百四十一圓となり一昨年の輸出超過額二百七十七萬八千四百三十二圓より百三萬二千三百三十八圓の增加を示せり

●仁川稅關の休課　仁川稅關にては舊正月三日間は例年の通り休課するとの事なり

公人 私人

△本田幸介（水原勸業模範場技師） 巴城館

△佐藤政次郎（水原同上） 同上

▲韓太子の謁見　韓國皇太子殿下は本日李宮相以下を從へ參內謁見せり（廿九日發）

車上雜觀

青切符生

△「肥後に大豪傑あり」　嶺南まで同道せる余が友人は突然として曰く足下は肥後產なり、肥後に大豪傑あり、彼は偉大なる風采を特み、一日態本驛長を訪ふて曰く我は汽車の鼻曳を爲さんと欲す、驛長曰く先づ馬車の鼻曳を試みよ、依つて馬車屋の主人を訪ふて求職す、馬車屋主人曰く足下の如き偉大男兒は荷馬車の鼻曳は惜しき事なり先づ電信局長を訪ふて電信の先走りを爲すに如かず、肥後にも亦大豪傑ありと、車上の客聞いて皆破顏せざるはなし。

△「珍らしき朝鮮通」　初めて來韓せる三人一行の紳士連あり、隣客に問ふに朝鮮事情を以てす、朝鮮通の口調を聞くに宛然判任三四等の小役人にして自ら朝鮮通を以て任ず、曰く朝鮮には餘りに農產に適するものなし木綿第一ならん、曰く暴徒を鎭壓するには兵力十五名以下は不利なり、傍席の士官微員して何故に不利なるやと問へば曰く十五名以下は不利にして二十七名ならざるべからず、初來の紳士大に感服し、更らに問ふて曰く京城に在る日本人の生活狀況如何、朝鮮通曰く別に市內に一區域を限りて在留せりと、答辯漢として不得要領なること甚しきも、彼は車中第一の朝鮮通たる名を失はざりき。

△「應援車來る」　二十五日の最急列車は陽驛に到りて動かずなりぬ、車掌の說明によれば約三十分にして修繕成らんと、三十分四十分にして成らず、俄かに應援を草梁に求む。三時間にして旅順を投ふクロパトキン將軍は來りぬ、此日天氣和晴車中の客銃を携へて近郊を跋涉したるものもありき、山間に畫寢したるものもありき、暢氣なる鐵道なるかな。

△「妻君は勞し良人は逸す」　同車中新に赴任せる奏三の夫婦一行あり、妻君は三ツ許りの愛兒を終日子守役を力め、長途の勞顏色に表はれ脇目にも氣毒なるに御亭主さんは長脚をガラス窓に橫たへ、眠りて起たず傲岸怠惰、斯る人格ある奏三は月給貪る外に能技無き人物なるべし。

△「韓人夫の主張」　永登浦より一人の韓人夫來りて青切符席の一脚を占領、ボイ君曰く汝は三等に往くべし、韓人夫私語して曰くナップン役人でも青切符を無代價占領を爲すことあり。

△「軍人氣質」　太田驛より特務曹長一名乘せり、彼自ら酒氣を帶び、車窓を開いて寒風を獨り歡迎す、ボイ君來り說いて曰く御暑いなれば車外に出でゝ寒氣に曝されよ窓を開いては皆樣御迷惑なりと、軍人先生は大喝一聲、此位の風を迷惑とする日本男兒は大和男兒に非ずと、余は其隣席にありしが實は寒風歡迎に閉口したりき。

●休刊　本日は孝明天皇祭に付明日休刊

●愛國婦人會救護部會　愛國婦人會にては二十八日午後二時統監府長官邸に於て本年第一回救護部會を開催したるが小宮、香阪、長濱、古川、津輕、三宅、萩田、道家、佐々木、巨智部、頭本、村上、國分、黑田、本多其他各夫人は岡崎師團長能勢通士村上軍醫正副官佐々木村上兩學士等出席大橋主事より開會の挨拶ありて最近各地委員部の會務報告を爲したる後岡崎師團長は夫人諸氏の請により暴徒討伐に關する談話を試みられしが韓國暴徒の起因蔓延の景況討伐の狀況暴徒の現況我軍隊の士氣及衛生狀態等に就き詳細有益なる實驗談あり終つて佐々木講師の生理上に關する講話ありて散會したるは午後五時過なりき

●廿八日敍任者　昌德宮計四十四人（内婦人十人）重なるは法部大臣趙重應學部大臣李載崐内部大臣任善準宮内府大臣署理閔丙奭侍從院卿尹澤榮同尹德榮主殿院卿李[illegible]侍從院副卿李倚九警視副監具然壽侍從院典醫長徐丙承承寧府侍從尹範植同洪運杓德壽宮計八十九人重なるは内閣總理大臣李完用承寧府總管趙民熙承寧府副總管朴齊斌侍從院侍從韓相鶴侍從武官洪完植侍從院侍從李聖默承寧府侍從長金春熙承寧府掌膳金相悳等なり）

●仁川税關官房長出張　仁川税關官房長谷野文之進氏及主事長田辰太郎氏は昨日宮本税關長と共に關税局に出張せり

▲韓太子の謁見

韓國皇太子殿下は本日李宮相以下を從へ參内謁見せり（廿九人發）

秋月菊の傳　其五　粲生

理切めて哀れなる病の床に打ち臥せる女房た何の喞言をば空吹く風と聞き流し何處で覺えしことなるか文句も粹な二上り新内「軒端を叩く春の夜の雨に更け行く鐘の聲」と節面白く唄ひ行く跡茫然と見送りし手代代りの韓人は其の後姿見えずなりしに我に返り萬一やと思ひ市作が妻の病間に抵り見れば憐れむべし妻のれ何が虛空を掴んで絶息し居るにぞ水を吹き掛け耳に口寄せ聲を限りに呼び立つれど應との返答もなきものから草履片足下駄片足程遠からぬ醫師橋本氏の許に馳せ付け有りし次第を手短に語り其來診を請ひたるにぞ橋本氏も重病人の診察をスゲなくも斷りし市作の處置は面白からず思ひ居たる際なりしかど人一人の生死[illegible]

射も利かねば手真似でなりと聞いて行かれよとの事に並木は何に向ひ何なりとも云ひ發すべきことあらば叶へて遣らんと聲かけしに蚊の鳴くよりも細き聲にて市作が無情を怨み尚ほ今日迄に欺きたる數多の韓人の執念のみにても市作は到底眞面目の死に樣はなるまじ私にても少しは慈悲を施さずばと市作に隱れて市作のため罪滅しをして居りましたのが今では口惜しふ御座んする現在自分の女房の病氣を看病せざるのみか妾狂ひやた女郎買ひに夢中になるは未だしものこと病氣の妾を足蹴にして行き先きをさへ知らせざる市作面ホンに妾の怨恨だけでも此のまゝに五年とは罷きませぬ三年斗りの内には此の土地には寢る所もないほどにしてやりまする、アツ苦しいモウ死にます會釋た世話になりましたと云ふかと思へばそのまゝに歯を喰ひ緊り目を睜り無念の形相見るさへも恐しき面地して終に空しくなりたれども肝腎の主人が留守のことゝて如何にとも爲ん術なく死人を中に三人が顔見[illegible]見知らぬ怪しき女を伴ひ[illegible]り市作は醫師橋本氏や[illegible]と眺め遣りたるまゝ己が[illegible]りけり

●世昌洋行の損失

仁川世昌洋行（エドワードマヤー商會）は[illegible]廣く營業し居るが本月廿[illegible]紙上に漢堡市エチシーエ[illegible]の利益及責任は合意の上解除の旨廣告を見たるが[illegible]日新聞電報欄内に左の如[illegible]ードマイヤー商會は天津[illegible]燃皮の爲め損失を招きし[illegible]開きたり而して從來の組[illegible]ー及ウエステンドルフ[illegible]を及カールオルタ氏は[illegible]同商會の爲め金策をなす

●漢湖農工銀行總會　漢湖農工銀行は去[illegible]時より日本人倶樂部に於[illegible]銀行長白完爀氏開會の辭[illegible]の營業狀況報告、利益金[illegible]決河內山監督官の獎勵法[illegible]決し監事缺員の件は當分[illegible]あり引續臨時總會に移り[illegible]に確定しそれより立食の[illegible]せしは午後二時半頃なり

●生徒の種痘　目下天然痘流行の兆あるを以て學部にては大韓醫院に交渉の上京城內なる各官公立學校生徒二千五百餘名に對し無料種痘をなす事とし先月同院治療部に於て數日に亘り施行を了せりと云ふ

●銀貨僞造犯者の逮捕　昨年十二月頃より全羅南北道、忠淸南道、慶尙南道の沿海地方に於て僞造十錢二十錢銀貨を行使して米穀を買收する者あり各地の報告何れも犯人は二名の日本人一名の韓人なる事に一致せるを以て其の筋に於ては嚴重搜査中の處本月廿三日木浦警察署管內莞島巡查駐在所巡查は右犯人鹿島縣沼隈郡島田村彙田馨及び同人弟勉並に通譯韓人金江東の三名を同島に於て逮捕し且つ僞造韓國半圜銀貨一千七百四十八枚同二十錢二十二枚同十錢九十八枚及び犯罪の用に供したる一切の機械器具藥品等を押收し目下取調中なりと云ふ

●天異樓の規則違反　目下實施中の旅館取締規則によれば旅館は料理店を兼業する能はざるものゝ由なるが彼の御用旅館の綽名ある天異樓は取締規則を無視して公然料理店と同樣なる營業をなし日夜客の求めにより藝妓を入れ遊興を爲さしめつゝありと云ふ、其筋のれ役人は知りて知らぬ振をなしつゝあるか亦旅館組合の頭取藤隈大將は何が故に大目に見つゝあるか甚だ怪しからぬ事と云ふべし

●艶書記官　現世を浮世とは誰が言ひし言葉かは知らねど此浮世の眞只中には色々の綽名のあるてそげに可笑しけれ譬へば艶書記官と綽名を付けられしも其一つにてありける此艶書記官の由來因緣を聞くに和城臺に我御稜威を四方に輝かす統監府に扇田何某といふ靑年書記官あり此扇田書記官が未だチョンガーにて大和町に假住居の節獨寢の閨淋しき夜東風吹く風に遙か新町の絃歌の音は嘸ぞやれ寂びしきことでれわそうと云はん計りに音訪來るにぞ覇氣滿々たる書記官何條堪るべき胸は忽ち焔の如き情火燃へ出で其烟は彼方へ〳〵と靡き如何に冷靜といふ水を注げど消へやらぬにぞ終に我慢仕切れず心の厩舍に繫げる意馬といふ太き黑き逞しき三歳駒を引出し越後上布の鎧に身を固め黑紹に五紋打つたる陣羽織を被り白磨きの臺灣パナマ甲を猪首に着なし意馬黑に金財布の鞍を置きて之に跨りゆらり〳〵と打たせつゝ敵は何處ぞ新町第一樓と乘り込まれ火の出るまでに戰ひ遂に敦盛ならぬ君枝夫を組伏せて功名を現はされたるは昨年の夏の頃なりし其後に至りても仲々和睦ちず攻城野戰絕ふる間もなかりしが流石は音に聞へた艶書記官扇田なれども蠻の樣な敵の言葉に釣込まれ二世の情約成立して世は太平となりしかば君枝太夫も大に喜び未來は北の方と思ひ侍遇一方ならざりしに變り易きは秋の空と男心と下世話に漏れず扇田は情約に背き日本に歸り或る富豪の娘と結婚し昨年の冬新婚旅行もどきにて歸京したる後は君枝の許を音訪はざるのみならず手紙一本も寄さず便りは梨の礫だになきに扇田さんは如何にせしと聞者をして聞かしめたるに右の次第と判明りしかば大に落膽し其不實の數々を筆に任かせて書連ねて送れど何の返事もなきに今は氣も魂も拔け出でドッと床に就いた儘枕も上らず只だ扇田の不實のみ囈言の如くに言ひつゝけ果ては此儘死んだら生き變り死變り取殺さずには置かずさウン〳〵唸り居る由さりとはア、怖やどの投書ヒーラ〳〵

●拔身の短刀　去る二十八日の午後二時頃本町三丁目の路上に於て一人の韓人が荷牛に突き當り其際携帶の拔身の短刀を落したるも氣付かずして行き過ぎんとするを折柄巡邏の查公が認め咎めしが但しは暴徒の連累にあらざるかと警察署に引致して取調べし處此の者は南部長通長橋の千奇鉉（十六）といひ暴徒若くは義兵に出合したる時これにて刺し殺す用意の爲め携帶し居れりと答へ居れりと

●醉漢ランプを碎く　旭町三丁目の山本政二郎方に滯在する大工職淸池鹿松（三十）は去る二十八日午後九時頃南部洛洞の李致德方に至り酩酊の上とはいへ釣ランプを粉碎するなど亂暴を働けるより不体裁にもヨポに引き立られ警察署へ連れ行かれしが醉漢のことゝてランプ代四十五錢を辨償し說諭にて事濟みとなれりと

●泥棒は手代　大和町二丁目の左官職道城富四郎が永樂町二丁目の靑物商熊川松夫方に滯在する岐阜縣生れの吉田健二郎（二十）なるものより吳服物數反を買ひたる由刑事の耳に入り其の吉田なる者が如何にして多數の吳服物を所持し居るかと取調べて見ると以前本町四丁目の吳服商林茂一郎方に手代にて居りしことありて尙ほ價額六百餘圓に相當する吳服物を所持するより彌よ怪しき奴と認め林方に盜難品はなきやと尋ね問へば果して同店の物品を竊取したるものなりしと

●疊を騙る　長谷川町二丁目に一時居住せし岡本鉄藏といへるは同町の疊職守川清助に疊十枚（一枚一圓七十錢宛）の新調を依頼し舊臘二十八日これを受取り代價は現品引替の筈なりしも唯今手部合惡ければ明日まで待ち呉よれと言ひ翌日はまた明日までと巧に辭を事に托して延引しけるが守川が一昨二十八日三八競賣所の前を通行の際圖らずも岡本に賣渡したる疊の賣物に出で居るを認め直ちに岡本方に至り見れば既に何れにか逃走して行衛不明なるより守川は大に當惑し居れりと

●留守を深へらる　韓人是れ泥棒といふことを辨へずして内地に於けるが如く戶締もなさずして他出すれば家財を引浚へらるゝは當然のことゝ言ふべき程なるが爰に日の出町の森裕橋は去る二十七日午後二時頃留主中に置時計手提鞄、金張時計鎖、實印化粧道具入袋口錺を引つ浚へられ靑くなつて居る由御氣の毒のことゝいふべし

●油斷はならぬ　旭町二丁目の秋山隆治は去る二十八日の午後九時頃戶締を爲して入浴に行きしに其の留守中賊は錠前を切り破り忍び入りて米澤の着物絹紬絣の着物婦人コート各一着を盜み去れり

●人力車を盜まる　長谷川町の然もヨボ巡檢派出所の隣なる人力車待合所に於て一昨二十八日李春瑞は人力車一臺を何人にか曳き去られたりしと

●ちぼ捕へらる　一昨廿八日の午後四時半頃御成町一丁目の藤田啓一郎が長谷川町の三八競賣所の前を通行の際懷中せる財布（拾圓入）を掏り取られしが折節巡回の巡查趙聖夏が其の掏り取りたるちぼを捕へ取調べしに此者は南部仁峴の金汝學といふ圖太き奴なりし

株式會社漢湖農工銀行　第二期決算報告書（自光武十一年七月至隆熙元年十二月）

損益勘定

一金六萬一千三百二十二圓二十八錢八厘　當期總益金
一金四萬五千二百四十三圓四十八錢三厘　當期總損金
差引金一萬六千七十八圓八十錢五厘　當期純益金

此の配當計算左の如し

金五千圓　積立金
金一千五百五十圓　配當積立金
金五千八百九十壹圓二十五錢　配當金（年一割五分）
金壹千參百參拾圓　賞與金
金貳千參百七圓五拾五錢五厘　後期繰越金

對借對照表

資産之部

科目	金額
辨納未完資本金	[illegible]
諸貸金	[illegible]
割引手形	[illegible]
約束手形	[illegible]
當座仕越金	[illegible]
公債券	[illegible]
株券	[illegible]
他店へ貸（一〇ヶ所）	[illegible]
地所	[illegible]
建物	[illegible]
什器	[illegible]
抵當物流込物件	[illegible]
建築費假出	[illegible]
金銀有高	[illegible]
收入印紙	[illegible]
手形用紙	[illegible]
合計	一、三二九、〇〇四・七一〇

負債之部

科目	金額
政府貸下金	三三九、二〇〇・〇〇〇
貨幣整理貸下金	三三八、〇〇〇・〇〇〇
農工債券發行高	一五〇、〇〇〇・〇〇〇
資本金	四〇〇、〇〇〇・〇〇〇
積立金	三、五〇〇・〇〇〇
配當積立金	九五〇・〇〇〇
支拂未完配當金	三一七・九五〇
諸掛置金	一六七、一七八・七一五
再割引手形	四七、四〇〇・〇〇〇
約束手形	四〇、〇〇〇・〇〇〇
他店より借（一九ヶ所）	二六、三七九・二四〇
當期純益金	一六、〇七八・八〇五
合計	一、三二九、〇〇四・七一〇

右之通候也
隆熙二年一月廿七日
株式會社漢湖農工銀行

銀行長理事　白完爀
理事　洪肯燮
同　李鴻謨
同　李健爀
同　韓敬會
同　鄭雲祥
同　孫海鵬
同　陰在穆
同　李顯周
同　徐基文
同　朴東煥
同　尹敬重
支配人　久能省三

前記各項の調査を爲し其の正確なることを保證す

監事　尹晶錫
同　白寅基
同　徐璟澤
同　金載勤
同　李淵夏

來る四月一日より當局全線大貨物及旅客賃金左の通り實施致候

●大貨物賃金

種類品名	運賃計算上の單位	運賃率 二十哩まで	廿一哩以上五十哩迄	五十一哩以上百哩迄	百一哩以上二百哩迄	二百一哩以上	最低運賃	備考
斤扱大貨物	一百斤一哩	九厘	四厘	四厘	二厘	一厘	九錢	
噸扱大貨物	一噸一哩	五錢	四錢	三錢	二錢	一錢	五十錢	
動物 牛、馬	一頭一哩	十錢	八錢	六錢	[illegible]錢	二錢	四圓	四頭以下は四頭分を取る
動物 犢、羊、豚	一哩	五錢	四錢	三錢	二錢	一錢	四圓	八頭以下は八頭分を取る

但し計算は累算法に依る

●旅客賃金

五十哩迄	三等一人一哩に付	三錢
五十一哩以上百哩迄	同	二錢五厘
百一哩以上二百哩迄	同	二錢
二百一哩以上三百哩迄	同	一錢五厘
三百一哩以上	同	一錢

但し計算は累算法に依る

二等賃金 三等賃金の七割五分增
一等賃金 同 十五割增

●哩程の通算

從來京釜、京義及馬山線共相互間直通輸送の場合に於ける運賃は小手荷物の外總て各線各別の計算としたるも四月一日よりは發驛より着驛まで哩程を通算し所定の賃率を乘ず

●日本內地との連帶運輸

四月一日より京義及馬山線各驛と帝國鐵道廳東海道、北陸、關西、山陽及九州線の主要驛相互間連帶運輸の便を開き直通輸送を爲すべき豫定にて目下其筋へ交涉中に屬し右開始の曉には以上哩程通算法に依る賃金の低減と共に北韓方面の交通に一大新生面を開くに至るべし

明治四十一年一月

統監府鐵道管理局

京仁間往復割引

來る四月一日以降に於ける當局線旅客賃金實施と同時に京、仁間往復旅客の御便利を圖り割引往復乘車券を發賣致し候

◎發賣區間 南大門、西大門、龍山と仁川、杻峴驛相互間

●割引往復賃金 一等 三圓 二等 二圓 三等 一圓

本乘車券は往路券面着驛中の何れに下車し又は歸路何れの驛より乘車せらるゝも旅客の御隨意に有之候

明治四十一年一月

統監府鐵道管理局運輸部 電話八五一(營業課)

熊平製造金庫
東京 竹內製金庫
大阪二重扉並ニ回轉式 消火器

韓國販賣部 京城本町一丁目
熊平商店 電話六二四番

營業科目
諸官衙御用品調達
紙類書籍
印刷附屬品
印刷インキ
防腐デシン
穀物食鹽
織物染料
各學校用品調達

并に委托販賣
東京 合資會社アライアンス商會代理店
橫濱百七六番 ビユームエンドライフ商會代理店
東京 千代田生命保險相互會社代理店
東京 博文館發行書籍特約店
東京 金港堂發行書籍特約店
釜山 臺鹽合資會社食鹽特約店

藤田合名會社
本社 京城明治町二丁目 電話三二〇番
出張所 東京京橋區南鍋町二丁目 電話新橋三九六二番

新築落成
龍山元町壹丁目
會席御料理 八景園
電話四六番

再版 日韓會話辭典 紙數四百九十一頁 並製特價金一圓 郵送料金十錢

增補三版 獨習速成 日韓會話 定價金三十錢 郵税金二錢

發兌元 京城大漢門前 盛文堂 電話四百廿六番

●新らしく生れたる韓國唯一の大雜誌●

月刊 朝鮮

●初號三月一日發行定價金廿錢郵税一錢●

執筆者は前大東新聞社長菊池長風及び京城居留民團囑託釋尾旭邦の二氏なり菊池長風氏は漢城の活歷史にして又漢城獨歩の文豪なり政論家なることは既に定評あり、釋尾旭邦氏は哲學者にして忠實なる韓半島の研究者なり、又熱心なる帝國主義と民權論者なり社會改造論者なり此の二氏の外漢城の顯官名士論客文士數十名を特別寄書家として韓半島に於ける有ゆる方面を最も新に正確に紹介し論議を謳詠する唯一の大雜誌なり然して之が發行者たる我日韓書房は多年顧客の厚誼に酬ひんが爲め商賣氣を離れて聊か新保護國の文運に貢獻せんが爲めなり、此の朝鮮が所謂三號雜誌こそ全然其の趣きを異にするは敢て說明を要せざる處なるべし、猶ほ各方面の通信寄書を歡迎す

發兌元 京城本町二丁目 電話一四五 振替口座九〇五九番 日韓書房

藥

處方調劑 藥品 賣藥 衛生材料

龍山櫻町 藥劑師 川瀨一五郎 商號 開壽堂藥房

京城壽町貳丁目四番戶
御旅館 花屋 電話九一五番
高等下宿 花屋支店 富士屋

弊館は本支店共至極閑靜にして眺望尤も善く客室の設備も充分注意を拂ひ萬事叮嚀に御取扱可申候也

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候

資本金三百万圓

本店 大阪市西區北堀江通五丁目
支店 釜山、仁川、平壤、鎮南浦、安東縣

株式會社 第五十八銀行京城支店 (電話五八番)

爲替取組先
畿內 二十七ケ所
東海道 十三ケ所
山陽道 七十五ケ所
南海道 二十三ケ所
北海道 五ケ所
臺灣 二ケ所
東山道 二十八ケ所
北陸道 十ケ所
山陰道 十三ケ所
西海道 三十ケ所
韓國 九ケ所
清國 一ケ所

實用新案 空氣呼鈴

此の呼鈴は彼電氣呼鈴の如く藥品を要せざれば破損の患ひ無く道線は鉛管を用ふるものなれば地中水中に論なく布設し得且距離は能く百二十間の遠きに達すされば官衙銀行會社旅館料理店或は本宅離亭の間等に使用して誠に經濟至便の文明的要品なり乞ふ陸續御購求あらんことを

諸官署御用達

諸機械 軍刀及 附屬品 諸金物 雜貨類

ターニー商店

石川義夫 京城明治町一丁目

本店 東京市日本橋區兜町

內地支店及出張所 大阪、京都、橫濱、神戶、名古屋、四日市、下關、兵庫、伏見、大阪西區、東京、新大阪町

韓國支店及出張所 仁川、釜山、元山、鎮南浦、木浦、群山、平壤、大邱、開城、城津、咸興、馬山、鏡城

清國出張所 安東縣

株式會社 第一銀行京城支店

電話番號 營業部 一一番 當座用 同 營業部 三三一番 國庫部 六一一番 用度係 六二一番 分拆所 六二二番

總支配人 市原盛宏
副支配人國庫部長 三島太郎
副支配人調査部長 竹山純平
副支配人營業部長 市村雄次

薪炭 石炭 おろし 小賣

京城長谷川町一丁目 神野商店

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候

資本金 參百萬圓
積立及繰越金 七拾貳萬圓

株式會社 十八銀行 京城支店 京城南大門通(電話四二〇)

本店 長崎市築町

支店出張所 京城、龍山 仁川、木浦 釜山、元山 羅州、群山

日本 大阪、熊本 佐世保、嚴原 五島、壹岐

其他日本韓國樞要地及露領浦鹽に爲替取引先あり

貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候 (利息日歩壹錢四厘)

長崎貯蓄銀行代理店 (十八銀行京城支店)

統監府 各官衙 御用

荷物荷造及運搬 伊藤組

本店 曙町 (電話七百三十二番)
營業部 本町三丁目 (電話四十一番)

伊藤友松

公告

明治四十年下半期第六十一期貸借對照表

資產	
貸附金	三、三二一、〇八・八一四
當座預金貸越	一、〇三九、一一一・八九〇
割引手形	二、〇四三、〇三六・二八〇
荷爲替手形	五七〇、八一八・八七〇
預ケ金	五八、六四・六七〇
有價證券	一、〇五九、九〇五・九九〇
地金銀	一四、九三七・三一〇
他店貸(六百三十一ケ所)	五〇七、九一四・九四〇
未拂込資本金	一、三二二、五〇〇・〇〇〇
營業用地所建物	三六〇、九三二・〇八七
所有地所	二五、七二六・五七〇
抵當質物流込物件	九二六・一九〇
雜勘定	五三三・八六〇
金銀有高	八六〇、一八一・五〇六
內譯 正貨	六一、六四四・四九十
兌換券及銀行券	七四二、〇〇四・二〇〇
切手手形	五六、五三二・八一五
合計	一一、一七六、二七一・九七七

負債	
官公金預金	三三四、六六六・七二七
公金仕拂送金	
爲替手形	一一・二一〇
定期預金	一、三二九、二二五・五六五
當座預金	二、七六七、三三四・五一九
小口當座預金	九六八、七九一・七一〇
別段預金	三六七、二七六・五九八
仕拂送金爲替手形	八六、三九八・二五〇
借用金	七〇二、五三五・八七〇
他店借(七百七十二ケ所)	五八一、〇八八・二七〇
より本支店間未達勘定	一四一、四八九・五七〇
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
法定積立金	三八〇、〇〇〇・〇〇〇
新築費積立金	九〇、〇〇〇・〇〇〇
前期繰越金	二九一、〇三三・四三三
當期純益金	一三六、三二一・三五七
合計	一一、一七六、二七一・九七五

明治四十年十二月三十一日
長崎縣長崎市築町百七番戶第壹號
株式會社 十八銀行

頭取 松田庄三郎
副頭取 永見寛二
取締役 高見和平
同兼支配人 松田英三
支配人 野口幸太郎
京城支店長 清水文之輔

前記の各項調査を遂げ其正確なるを保證候也
監査役 肥塚與八郎
同 松田精一

代書并ニ測量製圖 漢城府土地證明手續代辨

日笠義則 京城本町壹丁目理事廳前

訴訟、鑑定、契約起案、諸願屆、登記書類代書、土地家屋賣買、金錢貸借等の周旋

法學士 小川勝平事務所 京城本町一丁目警察署前 電話四十一番

諸願屆、登記書類の代書、土地家屋賣買、金錢貸借の周旋、漢城證明手續、土地家屋及未開墾地測量

岡田幾三郎 旭町一丁目民役所橫 取次電話二六八番

岩本英夫 法律事務所
京城本町一丁目 電話六二四番
仁川新町一丁目九七番地 電話五二七番